

## 国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規程

平成22年 1月19日

改正

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 9月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規則（以下「規則」という。）第15条に基づき、本学の規則等並びに基準、内規及び申合せの制定に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係部局等との調整)

第2条 学長は、規則等の制定について、必要に応じ、あらかじめ関係部局等の長の意見を聴くことができる。

2 規則等の制定に当たっては、当該規則等に係る事務を所掌する課等（以下「所管課」という。）が、関係部局等と調整を図った上、総務部総務企画課と協議し、当該規則等の原案を作成するものとする。

3 前項の協議において、所管課は、当該規則等の素案、制定理由、新旧対照表及び関係資料を総務部総務企画課に提出するものとする。

(形式及び表記)

第3条 規則等における形式並びに用字及び用語の表記については、法令に準ずるものとする。ただし、書式については、横書きとする。

(部局等)

第4条 規則第10条の部局等は、国立大学法人電気通信大学組織規則に定める学域、大学院研究科、スーパー連携大学院推進室、グローバル化教育機構、教育研究センター等、附属図書館、保健管理センター、コヒーレント光量子科学研究機構及びコヒーレント光量子科学研究機構の各センター、全学教育・学生支援機構及び全学教育・学生支援機構の各センター並びに教育研究支援センターとする。

(基準、内規及び申合せ)

第5条 役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、規則等の円滑な実施を図るため、必要に応じ、基準及び申合せを定めることができる。

2 規則第10条第1項に定めるもののほか、理事及び部局等の長は、当該部局等又は事務の円滑な実施を図るため、基準、内規及び申合せ（以下「基準等」という。）を定めることができる。この場合においては、遅滞なく役員会に報告するものとする。

3 学内の各種会議及びこれらの合意により設置された委員会等は、会議等の円滑な運営を図るため、当該会議等の構成員の合意に基づき申合せを定めることができる。

4 前3項により定められた基準等には、規則第13条第2項に規定する番号を付すものとする。

(事務処理)

第6条 規則等の制定に関する文書処理等の事務処理は、総務部総務企画課が行う。ただし、前条に規定する基準等で部局等又は会議等に係るものについては、所管課が行う。

(規則台帳の記載事項)

第7条 規則第13条の規則台帳の記載事項は、規則等及び基準等の名称、番号、制定日、施行期日及び前条の文書処理に係る文書番号等とする。

(周知)

第8条 規則第14条の周知は、ホームページ掲載等により総務部総務企画課が行う。ただし、学生に係る規則等の周知については所管課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、規則等及び基準等の制定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。